

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 保安林の指定の解除(二件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

都市計画事業の事業計画の変更の認可

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

指定団体の届出

告 示

鳥取県告示第千二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字西大野一五一七の三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千二百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定に
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字字谷荒濱八七〇、九二四の一(以上二筆について、

次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字荒濱八七〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十一月二十一日 鳥取県指令受都計第三百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市観音寺字樋ノ口（第一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県塩尻市大字広丘吉田一〇五二一

高田 徹

広島県大竹市御園一丁目三一七一二〇五

高田征洋

鳥取県告示第千百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年六月十九日 鳥取県指令受都計第四十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字下宝殿、字大土手、字井手中才及び字畑田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九一四〇

株式会社相互信販

代表取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第千百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において

準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 倉吉市清谷字興三治、字下前河原、字上前河原、字大石

橋、字北田平、字西ノ谷山及び北田並びに福庭字中井田、

字下河原及び字北田地内で区域を変更する。

使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百十一号

昭和五十七年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十七年十一月二十四日(水)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 不在者投票管理者を置くことのできる病院の指定について

2 政治団体関係者啓発研修会について

3 新成人研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第百十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党鳥取県林業支部	生 田泰治	高取 辰雄	鳥取市湖山町東五丁目五一二	政党の支部
自由民主党鳥取県港運支部	青木 忠春	田端 久徑	境港市大正町四三	
自由民主党鳥取県薬剤師支部	米山英之助	谷岡 尚宏	鳥取市吉方温泉三丁目七五一	
自由民主党鳥取県エフワン支部	前川 清治	前川 清治	鳥取市吉成二三五	

自由民主党鳥取県乗用自動車協会支部	濱本 義郎 高木 正	鳥取市丸山町二四八	"
自由民主党鳥取県救世支部	寺谷英太郎 福岡 知明	鳥取市戎町三〇九	"
自由民主党鳥取県港湾支部	神谷 徳治 浅村 俊郎	鳥取市若桜町三九	"
自由民主党鳥取県ときわ会支部	宅野 勉 宅野 勉	米子市万能町六一二	"
自由民主党鳥取県バス支部	米原 稜 吉田 寿明	鳥取市卯垣四丁目四五二	"
自由民主党鳥取県建友会支部	寺畑 正夫 吉田 一郎	鳥取市湯所町二丁目一八三	"
自由民主党鳥取県トラツク支部	中尾 鹿蔵 井上 唯師	鳥取市丸山町二一九	"
西尾優後援会	米原 稜 岡本 善徳	鳥取市八坂二〇五	その他の政治団体
久世公堯後援会	広田 藤衛 寺坂伊千次	鳥取市元町二七七	"
柳谷中後援会	木村勝三郎 沢村 一寿	米子市上福原一六七	"
井関純雄後援会	須崎 喜頭 小倉 米蔵	鳥取市雲山三〇五一	"
松田一三後援会	塩谷 雄司 永田 祥二	米子市紺屋町二六	"
岸岡務後援会	永井 郁男 岸岡 和男	米子市両三柳二五一	"
吉村真事鳥取県港湾後援会	神谷 徳治 浅村 俊郎	鳥取市若桜町三九	"
友定節雄後援会	足立 良彦 米山 博美	米子市塩町四二	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
岸本操後援会	代表者の氏名	宮本政保	浜本 暁
大和塾鳥取県本部	政治団体の名称	大和塾鳥取県本部	大和塾鳥取県支部

鳥取県選挙管理委員会告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体	名 称	主たる事務所所在地	代表者の氏名
松田 一三	県議会議員	松田一三後援会	米子市紺屋町二六	塩谷 雄司	